(ロ) 右記(3)ロ(チ)に掲げる金額に相当する金額
(ハ) 右記(3)ロ(リ)に掲げる金額に相当する金額
(ニ) 右記(3)ロ(ヌ)に掲げる金額に相当する金額
(ホ) 右記(3)ロ(ル)に掲げる金額に相当する金額

(5) 部分合算課税制度の適用免除

部分対象外国関係会社につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、本措置は適用しない。

イ 各事業年度の租税負担割合が二〇パーセント以上であること。

ロ 各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額が二、〇〇〇万円以下であること。

ハ 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額のうちに部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の占める割合が五パーセント以下であること。

(6) 外国関係会社に係る財務諸表等の添付

内国法人等は、その内国法人等に係る次に掲げる外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の書類を確定申告書に添付しなければならない。

イ 当該各事業年度の租税負担割合が二〇パーセント未満である外国関係会社（特定外国関係会社を除く。）

ロ 当該各事業年度の租税負担割合が三〇パーセント未満である特定外国関係会社

(7) 二重課税調整

内国法人が右記(2)から(4)までの合算課税の適用を受ける場合には、その内国法人に係る外国関係会社に対して課される所得税の額及び法人税の額の合計額のうち合算対象とされた金額に対応する部分の金額に相当する金額について、その内国法人の法人税の額から控除する。

(8) 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

4 資産課税

(一) 特定非常災害が発生した場合において、当該特定非常災害に係る特定非常災害発生日前の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税で当該特定非常災害発生日以後に申告期限が到来するものについて、その課税価格の計算上、当該特定非常災害により被災者生活再建支援法が適用される区域内の土地等及び一定の非上場株式等で当該特定非常災害発生日に有していたものの価額は、当該特定非常災害の発生直後を基準とした価額とすることができることとした。また、この特例の適用を受ける場合において、特定日の前日までに申告期限が到来するものについては、その申告期限を特定日まで延長することとした。（租税特別措置法第六九条の六～第六九条の八関係）

(二) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例措置について、次の措置を講ずることとした。

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法第七〇条の二関係）

イ 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした者が、当該贈与を受けた年の翌年三月一五日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより本制度の適用を受けた場合又は同日までに住宅用家屋を取得して本制度の適用を受けようとしていた場合において、その住宅用家屋が災害により滅失等をしたことによってその居住の用に供することができなくなったときは、居住要件を免除する。

ロ 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした者が、当該贈与を受けた年の翌年三月一五日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより本制度の適用を受けた場合において、災害に基因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋を同年一二月三一日までにその居住の用に供することができなかったときは、その居住期限を当該贈与を受けた年の翌々年一二月三一日まで延長する。

ハ 贈与により金銭を取得した者が、その金銭を住宅用の家屋の新築等の対価に充てて新築等をする場合においては、災害に基因するやむを得ない事情により当該贈与を受けた年の翌年三月一五日までに新築等ができなかったときであっても、当該贈与を受けた年の翌々年三月一五日までに新築等をしたときは、本制度の適用を受けることができることとする。

ニ 本制度の適用を受けた者の住宅用家屋が被災者生活再建支援法が適用される自然災害により滅失等をした場合において、その者がその直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をするときは、再度本制度の適用を受けることができることとする。

(2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例（租税特別措置法第七〇条の三関係）

右記(1)イからハまでの措置を講ずる。

(三) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置における金融機関への領収書等の提出について、書面による提出に代えて電磁的方法により提供することができることとした。（租税特別措置法第七〇条の二の二関係）

(四) 山林に係る相続税の納税猶予制度について、猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により林業経営の継続が困難となったときは、一定の推定相続人に林業経営の全てを委託した場合であっても、納税猶予を継続することができることとした。（租税特別措置法第七〇条の六の四関係）

(五) 非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第七〇条の七～第七〇条の七の四関係）

(1) 本制度の適用を受ける場合であっても相続時精算課税制度の適用を受けることができることとする。

(2) 災害等の被災者等が本制度の適用を受ける場合について、次の措置を講ずる。

イ 認定会社が次に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該認定会社の雇用確保要件等を緩和する。

(イ) 認定会社の事業の用に供する資産が災害によって甚大な被害を受けた場合

(ロ) 認定会社の事業所が災害によって被害を受けたことにより当該認定会社における雇用の確保が困難となった場合

(ハ) 中小企業信用保険法に規定する一定の災害等により認定会社の売上金額が大幅に減少した場合

ロ 認定会社が右記イ(イ)から(ハ)までに掲げる場合に該当する場合において、経営承継相続人等又は認定会社が経営承継期間等内に次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、猶予税額の全部又は一部を免除する。

(イ) 経営承継相続人等が保有する認定会社の非上場株式等を経営承継相続人等と一定の関係を有する者以外の者へ一括して譲渡又は贈与をした場合

(ロ) 認定会社について、破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合